

神奈川県委託 平成27年度「介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業」

指導者(看護師等)育成伝達講習会(第1回)

募集要項

特定非営利活動法人

フュージョンコムかながわ・県肢体不自由児協会

1. 指導者(看護師等)育成伝達講習会 開催の目的

介護職員等による喀痰吸引等研修には、指導看護師等による指導を受けることが求められています。指導講師(看護師等)については、国の「改正省令や施行通知」(※)では、「指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましいこと。」となっています。

しかしながら喀痰吸引等制度が施行3年を経た現在も様々な課題があり、特に指導を行う看護師等の確保が困難であること、具体的には介護職員等から指導の依頼を受けても制度の概要や介護職員が医師の指示を受けて実施することができる医療的ケア(喀痰吸引・経管栄養)の範囲及び評価方法が理解できずにやむを得ず断わってしまうといった事例が多く確認されているところです。

そこで、指導看護師の十分な確保を図るため、当会では神奈川県からの委託を受け「介護職員等に対する喀痰吸引等研修事業」の一環として「指導者(看護師等)育成伝達講習会」を実施することになりました。

この研修は、平成22~24年度に国が実施した不特定多数の者対象(第1号・2号)研修の指導者講習及び平成23年度に国が実施した特定の者対象(第3号)研修の指導者講習のカリキュラムに準拠して実施する「伝達研修」となります。(したがって研修受講後は所属先等によらず登録研修機関の指導者として介護職員等に医療的ケア(不特定の者対象、特定の者対象共)の指導を行うことができます。)

指導看護師の適切な指導及び評価は、利用者の生命にかかわることですので、重要な意義があります。そのため本研修では、喀痰吸引等制度の理解が進むよう丁寧に講義及びシミュレーターによる演習の指導を学ぶほか、特に当会研修の特徴として、介護職員のための第3号実地研修の進め方、指導看護師による指導手順・評価について実際に第3号研修(演習)を参観する機会を設けています。

また、研修受講の条件として、受講修了後には、県が定めた「**喀痰吸引等指導者育成伝達講習修了名簿**」に登載・管理され、指導看護師が必要な研修受講生(介護職員等)に対し登録研修機関等を通じ、適宜必要に応じて名簿が提供されることに同意していただくことになります。

- ※ 1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令(平成23年厚生労働省令第126号) 附則第11条第1項(喀痰吸引等が医行為であることから当該喀痰吸引等研修のうち、実務に関する科目についての講師を医師、保健師、助産師及び看護師に限定)
2. 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」(喀痰吸引等関係)社援発1111第1号平成23年11月11日第2次改正社援発0312第24号平成25年3月12日 第5-1-(3)(指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい)

3. 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長） 別添2「医療的ケア教員講習実施要領」3.講習会の内容 に準拠して実施します。

2. 開催日及び会場

(1) 日 程：(第1回)

	年 月 日	時 間	内 容	会 場
第1日	平成27年11月22日(日)	10:00～15:00	講 義	昭和大学保健医療学部
第2日	平成27年11月28日(土)	12:30～16:00	演 習	昭和大学保健医療学部

- 演習時には第3号特定研修における実際の演習場面を参観して指導法等についても学んで頂きます。

(2) 会 場：

第1・2日：昭和大学保健医療学部（横浜キャンパス）

〒226-8555 横浜市緑区十日市場町1865 Tel. 045-985-6500

交通アクセス：JR十日市場駅よりバス青葉台中央行き中山谷下車徒歩5分

3. 受講対象者

- (1) 看護師資格を持つ人（准看護師は含まず）、医師、保健師、助産師
- (2) 喀痰吸引等研修指導看護師研修会に全日程参加できること。
- (3) 所属する事業所の施設長または法人の代表者から推薦を得られること。
- (4) 研修修了後に必要に応じ、「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令」（平成23年厚生労働省令第126号）の別表第一、第二、第三に規定する実地研修を行う介護職員に対して、評価表に基づいた評価を行うこと。
- (5) 受講修了後、「喀痰吸引等指導者育成伝達講習修了名簿」に登載され、指導看護師が必要な研修受講生に対し登録研修機関を通じ、必要に応じて提供されることに同意できること。
- (6) 既に下記研修を受け、指導看護師の資格を得ている医師、看護師、保健師、助産師は対象外となる。
 - ・平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員によるたんの吸引等研修事業（不特定多数の者対象）」における指導者講習を修了した医師、保健師、助産師及び看護師。
 - ・平成23年度に「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業（指導者養成講習）の開催について」による指導者講習を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - ・平成23年度に厚生労働省が日本赤十字看護大学で実施した「喀痰吸引等指導者講習（不特定多数の者対象）」の中央研修を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - ・平成24年度に厚生労働省が日本赤十字看護大学で実施した「喀痰吸引等指導者講習（第一号、第二号研修指導者分）」の中央研修を修了した、医師、保健師、助産師及び看護師
 - ・「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月23日社援発1028第3号厚生労働省社会・援護局長通知）に定める医療的ケア教員講習会を修了した医師、保健師、助産師及び看護師
 - ・平成23～26年度に県が委託により実施した介護職員に対する喀痰吸引等研修※に係る指導者向け研修会（伝達研修）を修了した医師、保健師、助産師、及び看護師

※委託研修受託先：平成23年度 フェージョンコムかながわ県肢体不自由児協会

平成24年度 フェージョンコムかながわ県肢体不自由児協会

神奈川県高齢者福祉施設協会
 平成25年度 フュージョンコムかながわ県肢体不自由児協会
 神奈川県高齢者福祉施設協会
 平成26年度 フュージョンコムかながわ県肢体不自由児協会
 神奈川県高齢者福祉施設協会

・平成25年度に県が委託（委託先：公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会）により実施した「指導看護師養成伝達研修」を修了した看護師

4. 募集人数：60名

5. 受講料：7,000円（振込用紙を、申込み締切 11月13日(金)以降に送付します。）
 教科書：第3号特定用+伝達講習資料集=6,062円、DVD、CD、傷害保険料を含みます。
 （省令第1・2号(不特定多数の者対象)研修用テキストが必要な方は、別途購入してください。）
 （「喀痰吸引・経管栄養研修テキスト」(第1・2号用)全国訪問看護事業協会編集、中央法規 本体2,000円）

6. 申し込み及び締め切り

申し込み：別添「受講申込書」により、**郵送にて**お願いします。

締切り：平成27年11月13日(金) 事務局必着

（「受講申込書」の記入に当たっては、住民票に基づいて記入のこと。）

※ 受講受付の通知は、申込締切 11月13日(金)以降に発送します。

※ 受講受付が出来ない場合は、事前に事務局より電話等にて連絡をいたします。

7. 研修内容

指導者(看護師等)育成伝達講習会 第1回

会場：昭和大学保健医療学部				
	時間	内容	講師	
第1日 11/22 (日)	9:30～	受付		
	10:00～10:40(40分)	研修事務手続き	事務局	
	10:50～12:20(90分)	講義：制度の概要、医療的ケアの基礎	江川文誠医師	
	昼食・休憩			
	13:00～14:30(90分)	講義：喀痰吸引・経管栄養	江川文誠医師	
	14:30～15:00(30分)	質疑応答	江川文誠医師	

会場：昭和大学保健医療学部			
	時間	内容	講師
第2日 11/28	12:00～	受付	
	12:30～ (15分)	オリエンテーション	事務局
	12:45～14:00(75分)	第3号研修(演習参観)、	島田珠美講師

(土)		シミュレーション演習手順、指導法	
	14:15～16:00 (105分)	演習:実地研修実施手順、評価方法 質疑応答	島田珠美講師

8. 根拠法規及び県喀痰吸引等研修支援事業の概要 (※印)

1. 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第126号）
附則第11条第1項（喀痰吸引等が医行為であることから当該喀痰吸引等研修のうち、実務に関する科目についての講師を医師、保健師、助産師及び看護師に限定）
2. 「社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律の施行について」（喀痰吸引等関係）社援発1111第1号平成23年11月11日第2次改正社援発0312第24号平成25年3月12日 第5-1-(3)（指導者向け研修を修了した者が、研修課程に応じて講師を行うことが望ましい）
3. 「実務者研修教員講習会及び医療的ケア教員講習会の実施について」（平成23年10月28日社援発1028第3号 厚生労働省社会・援護局長） 別添2「医療的ケア教員講習実施要領」3.講習会の内容 に準拠して実施します。

科目	目標	時間数
制度の概要	介護職員等による医療的ケアの実施に関する制度の概要についての知識を身に付ける。	1
医療的ケアの基礎	感染予防、安全管理体制等について基礎的知識を身に付ける。	1
喀痰吸引	喀痰吸引について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける	1
経管栄養	経管栄養について基礎的知識、実施手順及び指導・評価方法を身に付ける。	1
演習	喀痰吸引及び経管栄養の演習に係る指導・評価方法を身につける。	3
合計		7

9. 「**喀痰吸引等指導者育成伝達講習修了名簿**」に搭載と指導看護師の紹介同意について
受講に際しては、修了後、「**喀痰吸引等指導者育成伝達講習修了名簿**」に登載され、指導看護師が必要な研修受講生に対し登録研修機関等を通じ、必要に応じて提供されることに同意が必要です。
別紙により、同意書を提出してください。

10. その他

- 省令等の掲載場所

ウェブサイト 介護情報サービスかながわ → (事業者)ライブラリ (書式/通知)
→ 14 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養 → 介護職員等による喀痰吸引等の制度について → 『社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部を改正する省令の公布について (通知)』
(平成27年3月27日社援発0327第4号)